

(2) 地域区別の景観形成方針

景観形成を進めるにあたり必要となる景観形成方針について、地域区分に基づき、次のように定めます。

①ゾーン別の景観形成方針

■景域

	山の景域	里の景域	まちの景域
地形から みる区分	<ul style="list-style-type: none"> 活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリアです。 樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリアです。 農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリアです。 広がりのある国分平野のなかに形成された市街地として、天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。 特に商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。
平地の 景域		<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリアです。 大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。 	
錦江湾 沿いの 景域		<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾の海辺に面するエリアです。 海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。 	



分類	
 山の景域	 平地の景域
 里の景域	 錦江湾沿いの景域
 まちの景域	 シンボルとなる眺望の対象

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章